質問第一二五号昭和二十五年十一月三十日提出

供米代金の支拂に関する質問に対する内閣の答弁書の権威に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年十一月三十日

提出者 Щ 口 武 秀

議 院 議 長 鸺 原 喜 重 郎 殿

衆

## 供米代金 の支拂 に関する質問 に対する内 閣 の答弁書の権威に関する質問 官主意書

第七 口 国 |会の: 会期中 に、 私は茨城県 **鈴田** 町農業協 同組合について質問書を出し、 吉田総理大臣の名による

拂 答弁を受けている。 戻しができず、 それが供米の促進を阻害する事情になつており、 その質問は 「鉾 田 町農業協同組合長に不正があり、 さらに農業計画割当に基く肥料の配 そのために農民は供出代金の貯 給 金

を農民が取れず、 再大問題となつているが、うんぬん」という趣旨のものであつた。ところが、 それ に対

する政府答弁は 調 査したところ、 鉾 田 町農業協同 組合には不正 は ない。 多少不健全かと思わ れ る運営も

に よつておこつた混 部に 見られたが、 乱 全体としては健全で貯金拂戻に支障は 事 態 で、 根拠 のないことであった。」 ない。 旨を述べてい 時 あつたとりつけ騒ぎは た。 部せん動者

か その後 事実は判明し、 政 府答弁とは全く逆で、 不正事件が なあり、 その ため農民 の貯金百 万 円以

上がこげつき状態にあることが明らかになり、 現在未だ解決をみずに重大問題化 している。 体政府 は

何故に左様な、 誤りもはなはだしい答弁をなしたのであるか。 政府の威信を傷つけること大なるものがあ

ると思う。これは、どういう調査方法をとられたのであるか。政府答弁を作成する際に、今後一段の慎重さ

をもつてその権威を守り、信用できる回答をしてほしいと思うが、政府の見解如何。

右質問する。